

苫小牧市防犯のまちづくり懇話会設置要綱

(設置)

第1条 苫小牧市総合防犯計画において、当該計画に基づく取組の実施状況や地域における課題などに関する意見及び助言を求めるため、苫小牧市防犯のまちづくり懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(意見等)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見等を述べるものとする。

- (1) 防犯施策の市の取組に関する事項
- (2) 防犯施策の地域の課題に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(委員の選任)

第3条 委員は12人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表又はその推薦を受けた者
- (3) 公募に応じた者
- (4) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 懇話会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、懇話会の司会を務める。
- 3 副委員長は委員の互選により選出し、委員長を補佐する。

(招集)

第6条 懇話会は市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(委員の謝礼及び交通費)

第7条 委員の謝礼は、「苫小牧市私的諮問機関の委員等に対する謝礼金の支払いに関する要綱」の規定により、交通費は「苫小牧市旅費支給条例」及び「苫小牧市旅費支給条例施行規則」に準じて支払うものとする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、市民生活部市民生活課において処理する。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月15日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から実施する。